

益田市農業委員会第31回総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日(火)午後3時00分～午後4時00分

2. 開催場所 益田市役所3階 大会議室

3. 農業委員(出席13名)(欠席3名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(欠)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(欠)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(欠)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席16名)(欠席8名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(欠)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(欠)	8番 田原 勝美(欠)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(欠)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(出)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(欠)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(欠)
19番 宮内 英之(出)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(欠)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第143号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第144号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第145号	農地でないことの確認について
報第124号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第125号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第126号	農地法第18条第6項の規程による通知書の確認について
報第127号	農地の埋立届出について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第31回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、4番の吉村委員、5番の大庭委員、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が3番須藤寿人委員、8番田中綾委員、12番谷本大輔、農地利用最適化推進委員が2番三輪昌義、7番三浦尚人委員、8番田原勝美委員、10番寺戸豊太郎委員、15番椋木昭雄委員、18番中島秀一郎委員、22番渡邊豊孝、24番三浦和顕委員。</p> <p>はじめに、「議第143号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 中吉田町</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の田1筆 1,014平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作することが困難なため。譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は12月13日に大畑委員と行いました。現地は〇〇の東側にある田んぼです。この度、〇〇さんが耕作されてないわけですが、隣接農地を持っている〇〇さんが買い受けてそれと同時に田んぼの高さが低いため埋立届を出され埋め立てて一枚にして耕作するという事です。〇〇さんは区画整理事業により田んぼが作れなくなったため、この農地を取得して田んぼを作りたいということでございます。現地を確認しましたが特に問題はないように思われます。よろしくご審議お願いします。</p>
西川友史会長	<p>2番 津田町</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、津田町の畑2筆 1,858平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作することが困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大のためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4番吉村です。現地確認は14日澤江推進委員と行いました。場所は遠田の開パイの〇〇から海側のほうに向かって五百メートルほどいったところにあ</p>

西川友史会長	<p>ります。現状、高齢で耕作されておらず耕作放棄地になりかけていたところを〇〇さんが譲り受けて牧草地とするということです。問題ないと思います。以上です。</p> <p>3番 山折町</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、山折町の畑1筆 6,662平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作することが困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大のためでございます。</p> <p>譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4番吉村です。現地確認は13日山根推進委員と行いました。現地は山折の開パイの〇〇ぐらいのところにあたります。高齢になり耕作出来なくなる土地を〇〇が購入されます。他の土地も管理されており問題ないと思います。以上です。</p>
西川友史会長	<p>本日の3条申請は以上3件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第143号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1番 昭和町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、昭和町の田1筆 1,196平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は12月13日に又賀委員と行いました。申請地は昭和町の〇〇の隣です。申請は太陽光発電設備で隣接地の同意書が添付されています。ご審議お願いします。</p>

西川友史会長	2番 乙吉町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の田1筆 491平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は宅地分譲で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は12月13日に大畑委員と行いました。現地は乙吉町の〇〇の南側の位置で〇〇の下のほうにあります。〇〇が譲渡人で譲受人は〇〇です。〇〇が農地を買われて3区画の宅地として分譲したいということです。まわりはほとんど宅地となっており特に問題ないようです。排水は既存の側溝に流すということですが水利組合が関係しておりまして一定の額を納めて流すという方法になっています。水利組合の承諾書もでており、特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
西川友史会長	3番 中島町
事務局	<p>本件は、使用貸借権に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑2筆 53平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は12月13日に又賀委員と行いました。申請地は中島町の〇〇の近くで〇〇との中間あたりです。申請は子どもさんが個人住宅を建設するためで、その進入路として使われる為です。上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。</p>
西川友史会長	4番 中島町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑3筆 934平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は12月13日に大畑委員と行いました。現地は中島</p>

	<p>町の大塚というところに位置しています。〇〇さんが〇〇さんに売られて、〇〇の集合住宅を2棟建てられるということです。ここは区画整理が行われ下水道が完備されており特に問題はないように思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	5番 中吉田町
事務局	<p>本件は、賃借権に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑1筆 109平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は12月13日に又賀委員と行いました。申請地は中吉田町の〇〇の近くです。申請は昭和44年、亡き父が宅地として住宅を建てましたが、その後、畑であったことがわかったため申請がされました。始末書が添付されており、適当であると判断しました。
西川友史会長	<p>本日の5条申請は以上5件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第145号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1番 長沢町</p> <p>申請地は長沢町30筆18,007平方メートルです。既に「農地」ではない状況であり、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
齋藤浩文委員	6番齋藤です。現地は、真砂から〇〇に抜ける道があり昔の〇〇のところから山のほうに四百メートルほど入った所に位置しています。10月4日の農地パトロールで、私と寺戸推進委員と事務局で現地を確認し、農地の状況が良くなかったため〇〇さんへ意向調査をかける予定でしたが、先に非農地証明願が出されました。農地は〇〇さんのお父さんが周辺の住宅に一人で住んで作っておられましたが、10年ほど前に体調を崩され5年前に亡くられました。3年前ぐらいに家も解体され息子さんも帰る意思がないことから非農地証明願が出されたわけですが、担当としては問題ないと思います。ご審議

	<p>のほどお願いします。</p>
西川友史会長	<p>2番 横田町</p>
事務局	<p>申請地は横田町の2筆353平方メートルです。令和3年頃より耕作しておらず、雑種地化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
領家耕一委員	<p>10番領家です。12月16日に青木推進委員と現地の確認を行いました。現地は〇〇と〇〇との間にある住宅地域であります。申請があった場所は果樹が植えてあり比較的管理がされていると思います。非農地扱いにするには適切でないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
西川友史会長	<p>本日の農地でないことの確認については以上2件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。</p>
齋藤浩文委員	<p>6番齋藤です。横田の非農地の申請の件でございますけれども、写真及び担当地区委員の報告からこれを非農地にするということは今後の農業委員会での判断にかなり支障がでてくると感じますので、担当の方が言われたようにこれは受理できないという考えです。</p>
西川友史会長	<p>この件については2件でございますけれども、1件目の長沢町から採決に入りたいと思います。</p> <p>承認でよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>2番の横田町の案件については疑義もあった案件ですので挙手のほうで採決したいと思います。</p> <p>担当地区委員の報告の通り非農地で許可を出すことはできないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
西川友史会長	<p>全員の委員が許可できないということですので、この件については差し戻しということでもよろしく願いをいたします。</p> <p>そう致しますと本日の議事については以上でございます。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。</p>
事務局	<p>「報第124号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地農地中間管理事業一括方式の新規が28件、再設定が0件、所有権移転が1件の合計29件、113,434㎡です。</p> <p>「報第125号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出に</p>

ついて」届出件数は17件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は3件です。

「報第126号 農地法第18条第6項の規程による通知書の確認について」届出届出件数は、7件です。解約理由は、1番2番は所有権移転の為、3番4番は契約内容の変更の為、5番6番は獣害により耕作困難な為、7番は貸人が自身で耕作するため 合意解約が成されたものです。

「報第127号 農地の埋立届出について」届出件数は、2件です。
申請地は乙吉町及び中吉田町の6筆 5,585平方メートルです。埋立後は畑として利用されます。

報告は以上でございます。

西川友史会長 ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは無いようですので第31回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

4 番

5 番